

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年9月25日
【会社名】	株式会社プロパスト
【英訳名】	PROPERST CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 津江 真行
【本店の所在の場所】	東京都港区麻布十番一丁目10番10号
【電話番号】	03-6685-3100(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経営企画部長 矢野 義晃
【最寄りの連絡場所】	東京都港区麻布十番一丁目10番10号
【電話番号】	03-6685-3100(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経営企画部長 矢野 義晃
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 299,985,800円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,238,700株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成27年9月25日開催の取締役会決議によります。
 2. 当社は、単元株式については100株としています。
 3. 当社は、普通株式と異なる種類の株式として、第1種優先株式についての定めを定款に定めています。また、第1種優先株式については、単元株式制度を採用しておらず、第1種優先株式を有する株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有していません。これは、普通株式との関係で第1種優先株式は配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに既存株主への影響を考慮して、議決権がない内容としたことによるものです。
 4. 振替機関の名称及び住所
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	2,238,700株	299,985,800	149,992,900
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	2,238,700株	299,985,800	149,992,900

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
 2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は金149,992,900円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期日	申込証拠金(円)	払込期日
134	67	100株	平成27年10月13日(火)	-	平成27年10月13日(火)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
 2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
 3. 申込みの方法は、割当予定先との間で総数引受契約を締結することとし、払込みの方法は払込期日に後記払込取扱場所へ金銭の払込みを行うものとし、
 4. 上記申込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合には、本第三者割当増資は行われ
 ないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社プロバスト 経営企画部	東京都港区麻布十番一丁目10番10号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社新生銀行 本店	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
299,985,800	7,500,000	292,485,800

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用：3,000,000円、登記関連費用：1,050,000円、その他諸費用(ドキュメンテーション作成費用(株式会社アイピージェイ)：1,400,000円、株式事務手数料(三菱UFJ信託銀行株式会社)：500,000円、外部調査費用(株式会社JPリサーチ&コンサルティング)：1,100,000円、その他諸経費：450,000円)：3,450,000円であります。

(2)【手取金の使途】

本第三者割当増資の手取金292,485,800円については、下記のとおり充当する予定であります。

具体的な使途	想定金額(百万円)	支出予定時期
プロジェクト費用(3物件)	292	平成28年2月～10月

本第三者割当により調達する資金は、今後の業容拡大のために新規物件の建築費の一部に充当する予定であります。

当社は、平成27年11月以降において、今般調達する予定の資金と間接金融により調達する資金とを合わせることで、今後3物件程度の自社開発物件を新規で取得・建築する予定です。自社開発物件の土地に関しては、当該土地を担保として間接金融により資金を調達すると共に、一部自己資本を拠出する形で取得する予定です。一方、建築費に関しては、今般の調達資金と自己資金を活用する予定です。なお、取得物件については、千代田区や中央区等の首都圏を中心に検討しております。

上記の3物件の建築費の一部として充当する292百万円の内訳として、1物件については、約160百万円、残りの2物件については約65百万円ずつを予定しております。

これらの新規取得物件は、平成29年5月期以降の業績に寄与する予定です。

当社としては、かかる資金の活用により資金効率性の向上を図ると共に収益性の向上を図ることで企業価値を高めて参りたいと考えております。これらの活動により事業規模及び財務基盤の強化を図ることで株主をはじめとするステークホルダーの皆様のご期待にこたえられるものと考えております。

なお、当社は、本第三者割当により調達する資金を実際に支出するまでは、当社銀行口座にて管理いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

株式会社シノケングループ

a 割当予定先の概要		
名称	株式会社シノケングループ	
本店の所在地	福岡県福岡市中央区天神一丁目1番1号	
直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第25期(自平成26年1月1日至平成26年12月31日) 平成27年3月26日福岡財務支局長に提出 (四半期報告書) 事業年度第26期第1四半期(自平成27年1月1日至平成27年3月31日) 平成27年5月14日福岡財務支局長に提出 事業年度第26期第2四半期(自平成27年4月1日至平成27年6月30日) 平成27年8月11日福岡財務支局長に提出	
b 提出者と割当予定先との間の関係		
提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	株式会社シノケングループは当社普通株式を4百万株保有する主要株主である筆頭株主です。
	人事関係	株式会社シノケングループ(完全子会社含む)の取締役3名及び監査役1名が、当社取締役及び監査役をそれぞれ兼任しております。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等の関係	株式会社シノケングループの連結子会社である株式会社小川建設が当社販売用不動産の建設を請け負っております。

(注) 上記は、本有価証券届出書提出日現在におけるものです。

朝日火災海上保険株式会社

a 割当予定先の概要		
名称	朝日火災海上保険株式会社	
本店の所在地	東京都千代田区神田美土代町7番地	
直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第65期(自平成26年4月1日至平成27年3月31日) 平成27年6月26日関東財務局長に提出	
b 提出者と割当予定先との間の関係		
提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

(注) 上記は、本有価証券届出書提出日現在におけるものです。

株式会社九州リースサービス

a 割当予定先の概要		
名称	株式会社九州リースサービス	
本店の所在地	福岡県福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号	
直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第41期(自平成26年4月1日至平成27年3月31日) 平成27年6月29日福岡財務支局長に提出 (四半期報告書) 事業年度第42期第1四半期(自平成27年4月1日至平成27年6月30日) 平成27年8月7日福岡財務支局長に提出	
b 提出者と割当予定先との間の関係		
提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	当社は、株式会社九州リースサービスより金100百万円の借入をしております。
	技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

(注) 上記は、本有価証券届出書提出日現在におけるものです。

c 割当予定先の選定理由

株式会社シノケングループについては、当社が、平成26年4月28日付で開示いたしました「取締役の異動に関するお知らせ」にありますように、平成26年2月7日付で当社の主要株主であった株式会社ヨシムラ・R E・ホールディングスが、株式会社シノケングループの完全子会社となったことに伴い、当社も株式会社シノケングループから社外取締役を受け入れることとなりました。これ以降、当社と株式会社シノケングループの両社の持つ強み・経営資源を相互に活用できるよう、相互理解を深めると同時に、事業上においても更なる関係強化を模索して参りました。

更に、当社が平成27年5月22日付で開示いたしました「主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にありますように、株式会社シノケングループが直接当社の主要株主である筆頭株主になったことを機に、業務提携のみならず資本業務提携としての協議が進展いたしました。このような経緯を経て、両社の企業価値の向上を図ることを目的としつつ、当社の事業拡大及び財務基盤の強化を目的とした本第三者割当増資を行い、当社株式を株式会社シノケングループに交付することで、双方の強みを活かした資本業務提携契約の締結を行うこととなったことが選定の理由です。

なお、資本業務提携契約に伴って当社及び株式会社シノケングループは、土地情報等の不動産情報の共有化をはじめ、当社が有するデザイン力・企画力の活用その他、株式会社シノケングループが有するゼネコン事業・マンション管理事業等の活用や事業資金等の金融面のサポート等、双方の強み・機能を共有することによる競争力の強化に加え、海外事業の戦略的パートナーシップの構築等を図って参ります。具体的な業務提携に関しては、同一マンションのワンルーム部分とDINKS向け部分とを共同で販売するといったことも検討していきたいと考えております。

また、当社の事業拡大及び財務基盤の強化には、エクイティ・ファイナンスによる資金調達が最適と考え、上記資本業務提携の協議の過程で株式会社シノケングループに相談をしたところ、当社の安定株主の必要性を鑑み、同社から朝日火災海上保険株式会社及び株式会社九州リースサービスをご紹介頂きました。朝日火災海上保険株式会社は、株式会社シノケングループの長期に渡る安定株主であり、株式会社シノケングループとは事業上の取引もあること、株式会社九州リースサービスは、株式会社シノケングループの株式を5.51%保有する第3位の大株主であることから、当社も安定株主として両社は最適であると考えました。

朝日火災海上保険株式会社及び株式会社九州リースサービスに当社におけるエクイティ・ファイナンスの必要性及び安定株主の必要性を説明し、同社にも理解と了解を得ることができたため、割当予定先として決定いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

株式会社シノケングループ	普通株式	1,492,500株
朝日火災海上保険株式会社	普通株式	373,100株
株式会社九州リースサービス	普通株式	373,100株

e 株券等の保有方針

株式会社シノケングループからは、本資本業務提携に基づく一層の関係強化の趣旨に鑑み、中長期的に保有する意向である旨の説明を受けております。

また、他の割当予定先からも、本第三者割当増資より取得する当社株式を安定株主として中長期的に保有する方針であることを確認しております。

なお、当社は、いずれの割当予定先からも、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当増資により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、株式会社シノケングループ、朝日火災海上保険株式会社及び株式会社九州リースサービスから、本第三者割当増資の払い込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けております。

また、株式会社シノケングループにおける第25期有価証券報告書（平成27年3月26日提出）、第26期第1四半期報告書（平成27年5月14日提出）、第26期第2四半期報告書（平成27年8月11日提出）、朝日火災海上保険株式会社における第65期有価証券報告書（平成27年6月26日提出）及び株式会社九州リースサービスにおける第41期有価証券報告書（平成27年6月29日提出）、第42期第1四半期報告書（平成27年8月7日提出）に記載されている財務諸表により、いずれの割当予定先も払込に要する十分な現預金その他の流動資産を保有していることを確認しております。

これにより、いずれの割当予定先もかかる払込に支障はないと当社は判断しております。

g 割当予定先の実態

株式会社シノケングループ

割当予定先である株式会社シノケングループについては、同社が株式会社東京証券取引所に提出した平成27年3月26日付「コーポレートガバナンス報告書」における「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」の記載内容を確認することにより、株式会社シノケングループ、株式会社シノケングループの役員又は主要な株主が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しております。

朝日火災海上保険株式会社

同じく割当予定先である朝日火災海上保険株式会社については、当社において、朝日火災海上保険株式会社、朝日火災海上保険株式会社の役員又は主要な株主が反社会的勢力とは一切関係がないことを独自に専門調査機関（株式会社JPRサーチ&コンサルティング（東京都港区虎ノ門三丁目7番12号 代表取締役 古野啓介））に調査を依頼し、確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

朝日火災海上保険株式会社は、保険業法上の免許を有しているため、金融庁の規制・監督を受けていることに加えて、朝日火災海上保険株式会社のディスクロージャー誌「朝日火災の現状2015（平成27年版/平成26年度決算）」における「反社会的勢力への対応に関する基本方針」の記載内容も確認しております。これらにより、朝日火災海上保険株式会社、朝日火災海上保険株式会社の役員又は主要な株主が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しております。

株式会社九州リースサービス

同じく割当予定先である株式会社九州リースサービスについては、株式会社九州リースサービス、株式会社九州リースサービスの役員又は主要な株主が反社会的勢力とは一切関係がないことを独自に専門調査機関（株式会社JPRサーチ&コンサルティング（東京都港区虎ノ門三丁目7番12号代表取締役古野啓介））に調査を依頼し、確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

また、当社は、株式会社九州リースサービスが証券会員制法人福岡証券取引所に提出した平成27年7月9日付「コーポレートガバナンス報告書」における「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」の記載内容を確認することにより、株式会社九州リースサービス、株式会社九州リースサービスの役員又は主要な株主が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本株式の発行価格は、本第三者割当増資の取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間(平成27年8月25日から平成27年9月24日まで)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である148円から9.46%のディスカウントである134円(円未満切上)といたしました。

当該発行価格は、本取締役会決議日の直前営業日の終値143円に対し6.29%のディスカウント、本取締役会決議日の直前3ヶ月間(平成27年6月25日から平成27年9月24日まで)の終値の平均値である174円(円未満切上)に対しては22.99%のディスカウント、同直前6ヶ月間(平成27年3月25日から平成27年9月24日まで)の終値の平均値である192円(円未満切上)に対しては30.21%のディスカウントとなります。

当社としては、上場株式である当社株式の払込金額については本取締役会決議日の前営業日の終値を基準に定めることが望ましいと考えておりました。その一方で、割当予定先各社と本第三者割当増資の協議を行う中で、本第三者割当増資後の株価変動リスクを勘案し一定のディスカウントの要請を受けました。本第三者割当増資は、株式会社シノケングループとの資本業務提携の一環であること、株式会社シノケングループを含むいずれの割当先も中長期保有の意向を表明していることを踏まえ、検討を行ったところ、一定のディスカウントはやむを得ないと判断し、9.46%のディスカウントを行うことといたしました。

また、協議の結果、本取締役会決議日の前営業日の終値ではなく、取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値平均を基準とすることといたしました。これは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であること、当社が平成27年7月13日に決算短信をもって開示した平成27年5月期にかかる業績が市場評価として当該全期間に織り込まれているという判断によるものです。

(2) 第三者割当による有価証券の発行が有利発行に該当しないものとした判断した理由及び判断の過程

かかる発行価格は、本取締役会決議日の直前営業日の終値及び基準とした1ヶ月間の終値の平均値に対するディスカウント率が10%未満であって、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らし、特に有利な払込金額には該当しないものと判断いたしました。

なお、上記発行価格につきましては、取締役会に出席した監査役3名(3名ともに社外監査役)より、当該発行価格については当該株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にしていること、取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値平均を使用しており、当社の最新の状況が市場評価に反映されていると考えられること、また日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠する範囲で決定されたものであること等から、有利発行に該当せず適法である旨の意見が表明されております。

(3) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社の平成27年9月25日現在の普通株式発行済株式数25,958,433株(議決権数257,947個)に対して、本第三者割当増資により発行される株式数は2,238,700株(議決権数22,387個)であり、当該発行済株式数に対して8.62%(総議決権数における割合は8.68%)の希薄化が生じます。

しかしながら、株式会社シノケングループとの本資本業務提携が当社の事業拡大及び財務基盤強化に寄与すると見込まれること、建築費の負担を伴う自社開発物件の取得及び販売は当社の不動産販売事業の拡大を図る上で必要であり、その為の事業資金の調達、財務基盤の強化のためにも、本第三者割当増資による新株式発行は必要であると考えております。

以上により、本第三者割当増資の実行は、当社事業の拡大や借入金の抑制による財務基盤の強化の実現、及び当社の中長期的な企業価値の向上に繋がり、ひいては既存株主の株式価値の向上に繋がるものと考えております。

また、株式会社シノケングループに対しては、資本業務提携として当社新株式を交付すること、他の割当予定先はいずれも安定株主として中長期の保有方針であることから、本第三者割当増資における発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社シノケングループ	福岡県福岡市中央区天神1-1-1	4,000,000	15.51%	5,492,500	19.59%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	663,000	2.57%	663,000	2.37%
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1-4	436,100	1.69%	436,100	1.56%
中川 正樹	東京都府中市	413,900	1.60%	413,900	1.48%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	403,400	1.56%	403,400	1.44%
楽天証券株式会社	東京都品川区東品川4-12-3	393,800	1.53%	393,800	1.40%
朝日火災海上保険株式会社	東京都千代田区神田美土代町7番地	-	-	373,100	1.33%
株式会社九州リースサービス	福岡県福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号	-	-	373,100	1.33%
カブドットコム証券株式会社	東京都千代田区大手町1-3-2	364,900	1.41%	364,900	1.30%
仙波 岳陽	奈良県生駒市	212,500	0.82%	212,500	0.76%
計		6,887,600	26.70%	9,126,300	32.56%

(注) 1. 第三者割当後の大株主の状況は、平成27年5月31日時点の株主名簿をもとに作成しております。

2. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は小数第3位を四捨五入しております。

3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、平成27年5月31日現在の総議決権数(257,947個)を用いて算出しております。

4. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、平成27年5月31日現在の総議決権数257,947個に割当予定先である株式会社シノケングループ、朝日火災海上保険株式会社及び株式会社九州リースサービスに割当てる本株式の議決権22,387個(2,238,700株)を加えた数値(280,334個)をもとに算出しております。

5. 今回の割当予定先以外の株主(本第三者割当増資における新株式発行前からの株主)の「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、平成27年5月31日より所有株式数に変更がないとの前提で算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第29期)の提出日(平成27年8月27日)以後、本有価証券届出書提出日(平成27年9月25日)までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成27年9月25日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第29期)の提出日(平成27年8月27日)以後、本有価証券届出書提出日(平成27年9月25日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(平成27年8月31日提出の臨時報告書)

1 提出理由

平成27年8月26日開催の当社第29期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年8月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が、平成27年5月1日に施行され、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、当該取締役及び監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、また、適切な人材の招聘を容易にするため、定款第27条第2項及び第36条第2項の一部を変更するものであります。また、引用条文の条数変更に伴い、定款第30条文第3項の一部を変更するものであります。

第2号議案 取締役7名選任の件

津江真行、都倉茂、矢野義晃、霍川順一、三浦義明、萩原浩二及び家中達朗の7名を取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	139,398	7,215	0	(注)1	可決 94.10
第2号議案				(注)2	
津江 真行	138,510	8,104	0		可決 93.50
都倉 茂	138,499	8,115	0		可決 93.49
矢野 義晃	138,505	8,109	0		可決 93.49
霍川 順一	138,501	8,113	0		可決 93.49
三浦 義明	138,353	8,261	0		可決 93.39
萩原 浩二	138,611	8,003	0		可決 93.57
家中 達朗	138,300	8,314	0		可決 93.36

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権の数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第29期)	自 平成26年6月1日 至 平成27年5月31日	平成27年8月27日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年 8月27日

株式会社プロパスト

取締役会 御中

明誠有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市原 豊

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 町出 知則

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社プロパストの平成26年6月1日から平成27年5月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プロパストの平成27年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社プロパストの平成27年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社プロパストが平成27年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。